

# 城西国際大学学会会則



## 城西国際大学学会会則

第1条 本会は、城西国際大学学会と称する。

第2条 本会は、事務局を城西国際大学内（学務課）に置く。

第3条 本会は城西国際大学における教育研究活動を推進し、人文科学、経営情報学、福祉総合学、薬学、メディア学、観光学、環境社会学、看護学研究の進展と会員相互の交流を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 機関誌・会報等の発行
2. 研究会・講演会及びシンポジウム等の開催
3. ワークショップ等、会員によるグループ研究活動
4. 研究活動による地域社会への寄与
5. 本会が必要と認めた他団体との共同研究
6. その他本会が必要と認めた研究活動

第5条 本会は、次の会員をもって構成する。

### 1. 正会員

- (1) 本学経営情報学部、国際人文学部、福祉総合学部、薬学部、メディア学部、観光学部、環境社会学部、看護学部、大学院人文科学研究科、経営情報学研究科、福祉総合学研究科、ビジネスデザイン研究科、薬学研究科、国際アドミニストレーション研究科及び留学生別科の専任教員
- (2) 本学国際学術文化振興センター、リベラルアーツ&サイエンスセンター、福祉教育センター、物質文化研究センター、メディア・コミュニケーションセンター、かずさ創薬研究センター、国際教育センター、情報科学研究センター、語学教育センター、IT教育センター、ジェンダー・女性学研究所、比較文化研究所、日本研究センター、中国文化研究センター、韓国文化研究センター、地域教育医療福祉センター、留学生センター、イノベーションセンター、NGO・NPO支援センター、リカレント教育センター、ラジオアイソトープセンター、生命科学研究センターの研究員
- (3) 本学経営情報学部、国際人文学部、福祉総合学部、薬学部、メディア学部、観光学部、環境社会学部、看護学部、大学院人文科学研究科、経営情報学研究科、福祉総合学研究科、ビジネスデザイン研究科、薬学研究科、国際アドミニストレーション研究科の学生
- (4) 本学非常勤講師及び本学専任職員の希望者

### 2. 特別会員

- (1) 本学の卒業生有志及び大学院人文科学研究科、経営情報学研究科、福祉総合学研

究科，ビジネスデザイン研究科，薬学研究科，国際アドミニストレーション研究科修了者有志

(2) 本学会の承認を得た者

### 3. 賛助会員

(1) 本学会の趣旨に賛同し，学会の事業，活動に対して助言及び援助を行う者

第6条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長 1名
2. 副会長 若干名
3. 監 事 2名
4. 委 員 若干名

第7条 会長は学長とする。

- 2 会長は会務を統括し，本会を代表する。
- 3 副会長，監事，委員は正会員より会長が委嘱する。
- 4 本会の運営のため，会長，副会長，委員によって運営委員会を構成する。
- 5 会長は運営委員会を招集し，議長となる。
- 6 機関誌編集，研究会・講演会等の企画，渉外・広報，会計，庶務等は，会長から委嘱された委員がこれに当たり，必要に応じて委員会を設けるものとする。
- 7 その他，特に必要がある場合には特別委員会を置くことができる。

第8条 本会に，以下の各分科学会を置く。

1. 国際人文学会
2. 女 性 学 会
3. 経営情報学会
4. 福祉総合学会
5. 薬 学 会
6. メディア学会
7. 観 光 学 会
8. 環境社会学会
9. 看 護 学 会

第9条 各分科学会は，第3条の目的を達成するため，第4条に定めた事業を行うことができる。

第10条 本会は，年1回総会を開催し，事業，会計等についての報告を行う。

第11条 本会の経費は，会費及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

第12条 会員は，次の会費を納入するものとする。

- |          |    |                |
|----------|----|----------------|
| 1. 正 会 員 | 年額 | 3,000円         |
| 2. 特別会員  | 年額 | 2,000円         |
| 3. 賛助会員  | 年額 | 個人（一口） 6,000円  |
|          |    | 法人（一口） 30,000円 |

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則 本会会則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成25年4月1日から施行する。